

「津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務」の委託業者が決定しました

11月18日、一般公開で行なわれた津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務に係る公募型プロポーザル方式による提案説明（プレゼンテーション）を経て、同日、提案説明後に開催された津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務プロポーザル選定委員会」において、基本設計業務の委託業者は、株式会社アトリエブランク様（札幌市/以下、「B.N.K.」に決定しました。

第7回津別町庁舎等建設審議会では、その提案説明の内容を中心に審議が行われました。

第7回審議会内容の概要

第7回は12月17日に開催されました。

報告事項（1）「庁舎等建設事業基本設計業務プロポーザル選定結果」では、事務局より基本設計業務委託業者がB.N.K.に決定したことが報告されました。

報告事項（2）「執務環境策定プラン業務の内容について」では、事務局より新庁舎における文書保管・文書管理の手法についてプランを策定する委託業者に大丸株式会社北見出張所（北見市）が決定したことが報告されました。

報告事項（3）「新物品庫建設工事について」では、委員からの「物品庫には何が収納されるのか」との質問には、事務局より「防災備蓄品の中でもポンプなど大きなものや、庁舎等の建設にあたって取り壊す建物や倉庫に収納されている

備品を保管する予定です」と回答があり、「社会福祉協議会の入浴車はどこに保管されるのか」との質問には、「現在の基本設計の提案では新庁舎内に保管される予定です」と回答がありました。

報告事項（4）「庁舎等建設に係る地質調査業務の調査結果について」では、事務局より「比較的浅い深さに地盤があり地質の問題はないこと、ただし、地表下！9m付近で確認された地下水と掘削時の騒音、振動について配慮が必要である」との調査結果について説明がありました。

協議事項「新公用車庫及び防災倉庫の建設について」では、委員から「防災倉庫の大きさ50mというのは何かの基準に基づくものですか」との質問があり、事務局から「基準はなく現防災倉庫と同程度という考えです。防災備品の保管場所は、緊急性や用途により4区分しています」との回答がありました。

議案第1号「津別町庁舎等建設事業基本設計について」では、委員から「屋上からの採光や換気を行なうハイサイドライトについて、結露やメンテナンスが大変ということはないでしょうか。また、省エネの効果や実績はどうなのでしょう」との質問があり、B.N.K.からは「ハイサイドライトについてはかなりの効果と実績があります。寒さに対しては壁やガラスの断熱性、機密性が大事と考えています。夏の暑さ対策面でも冷房を安易に使うのではなく空気の流れてエネルギー消費量を削減したいという提案をしています。アイデアをすべて実現するとコストが上がるともありますので、進めていきます」と回答がありました。

また、「屋根の雪は大丈夫でしょうか」との質問に対しては、B.N.K.から「敷地が狭いので無落雪の屋根を考えています。風向きによって起こる雪庇対策も検討します」と回答がありました。「提案にある木製サッシは、結露でカビが生えたり傷みが速いということはないですか」との質問には、B.N.K.から「製品として進歩しており、他のものに劣ることはありませんが、コストも考えながら採用を検討していくことになります」との回答があり、アドバイザーとして同席した地方

独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「北総研」）からは「一般住宅と違い、庁舎は水分量が少ないので、結露の被害は少ない建物といえます」との補足説明がありました。

「新庁舎の木製品の使用率はどれくらいになるでしょうか」との質問には、B.N.K.から「面積の半分近くが木造になると考えています。傷みやすい外側をコンクリート、傷みにくい内側に木を使うという使い分けが理にかなった工法と考えています」との回答がありました。そのほか全体配置については、委員から「役場前の小学校に向かう道道が狭く、除雪すると歩道が歩けません。歩道の確保について考えられているのでしょうか」との質問があり、B.N.K.から「全体の敷地内に排雪スペースをしつかり取って、通学に利用できる幅の広い道も考えています」との回答がありました。

次回以降の審議会について

第8回審議会は1月29日に実施しました。第9回審議会は2月下旬を予定しています。

各資料は津別町HPに掲載します。
<http://www.townsubetsuhokkaido.jp/>

■本記事についての問い合わせ先
 津別町庁舎等建設審議会事務局
 （役場総務課）
 ☎76-21151
 （内線211・238）

灯油などの燃料購入費を助成しています

町では、灯油価格の高騰などで影響が深刻となる低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親家庭等に対し灯油購入費等の一部を助成しています。

■対象者

平成31年1月1日現在で津別町の住民基本台帳に登録されていて、平成30年度の町民税が非課税で、次の要件のいずれかに該当する世帯となります。ただし、生活保護世帯、福祉施設入所世帯（ケアハウスは除く）及び医療機関に長期入院している世帯は除きます。また、住民基本台帳上では別世帯でも、同居している場合は同一世帯とみなします。

【高齢者世帯】

- ① 70歳以上の独居世帯
- ② 65歳以上の方で構成されている世帯で、そのうち70歳以上の方が1人以上いる世帯
- 【障がい者世帯（年齢は問いません）】
- ※申請時に手帳を提示してください。
- ③ 身体障がい者手帳を所持し1級、2級に該当する方が属する世帯
- ④ 知的障がい者で療育手帳を所持しA判定の方が属する世帯
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳を所持し1級に該当する方が属する世帯
- 【ひとり親家庭等】
- ⑥ 配偶者のいない女性（母）が満18歳未満の児童を扶養している世帯
- ⑦ 配偶者のいない男性（父）が満18歳未満の児童を扶養している世帯

⑧ 両親の死亡又は行方不明等の理由にある満18歳未満の児童を扶養している世帯

■助成金額

1世帯当たり1万円とします。

■申請期間

平成31年1月7日から3月31日まで（土・日・祝祭日は除く）。郵送による受付も平成31年3月31日必着。

■申請方法

所定の申請書（広報つべつ1月号の折込チラシ裏面も申請書）に申請者氏名と同意書氏名に記入押印し、振込口座を記入のうえ申請してください（代理申請、郵送申請も受付しますが記入もれにご注意ください）。窓口で申請される方は、印鑑、通帳を持参のうえ申請してください（障がい者世帯区分で申請する方は、障がい者手帳も持参してください）。

■申請・問い合わせ先

保健福祉課介護福祉グループ
 福祉担当（1階11番窓口）
 ☎76-21151（内線277、233）

地域おこし協力隊の思いを聞いて

地域おこし協力隊員が津別町に来て学んだこと感じたことをつづります。

3月6日 卒業後もよろしくお願いたします



都丸 雅子
 群馬県出身。2019年3月23日で協力隊任期満了。みんなからマルちゃんと呼ばれています。

朝、玄関を出て靴が地面にくっつくこの感じ「今日は寒いな！」私が好きな相生の冬です。

この3年間で好きなことがいっぱいできました。「今日は寒いね。暑いね。野菜食べる？ 最近みなかったけど元気かい？」など、ご近所さんとの何気ない会話。道の駅のみんなで、とにかくがむしゃらに頑張ったGWやお盆の達成感。津別のことばかり話して盛り上がりつつやう飲み会。みなさんと気軽にお話できる相生サロンや自治会の会議。空き家バンクで、お邪魔したお宅で色々お話ししたこと。

夏の相生駅舎で開催したジンカンBBQと2部のスナック雅子。空き家リノベーションで、大人から子どもまでみんながワ

イワイ作業する光景と、毎回差し入れてくれる皆さんの思い。

雪解けとともに目に飛び込んでくる新緑と鮮やかなタンポポの黄色。月明かりに照らされキラキラ光る雪を眺めながらの帰路。まだまだ書ききれない程。その全てはここに住んだから体験できたことです。

3年間、本当に多くの方に助けていただき、支えていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。本当にありがとうございました！卒業後も、津別町で生活&活動していきますので、引き続きよろしくお願いたします。



大西重成さんに素敵なイラストをデザインしていただきました。